

パートタイム雇用契約書

自社情報の社名 (以下、甲という) と 個人情報の氏名 (以下乙という)
とは、ここに雇用契約を締結する

——— 記 ———

<給与およびサービス>

1. 雇用勤務期間は、契約開始日 から 令和 契約終了日 までとする。
2. 勤務場所は 就業場所.Column(1)、職務内容は 職務内容.Column(1) とする。
原則として異動はないが、業務上の都合で部署や職務を変更することはある。
3. 始業時刻は 就業開始時刻、終業時刻は 就業終了時刻、休憩時間は 休憩時間、
休日は、休日(非連結) 曜日とする。
4. 甲は乙に、時給 時給単価 円を支払う。
5. 超過労働手当は下記の通り支給する。
 - 5-1. 時間外労働： 法定内は時間単価、法定外は時間単価の25%割増
 - 5-2. 深夜労働： 午後10時から午前5時までは、時間単価の25%割増
 - 5-3. 法定休日の場合は時間単価の35%の割増
6. 賃金は、毎月21日から翌月20日までの期間で算出し、当月25日に金融機関に振込む。
7. 雇用期間中の昇給はない。
8. 賞与および退職金は支給しない。
9. 通勤手当は合理的な交通経路・手段を利用する場合、甲の規定内での実費を支給する。
10. 有給休暇は労働基準法に基づいて付与する。
11. 忌引き、産前後、育児、介護、疾病による休業期間中の賃金は支給しない。

<退職・解雇>

1. 契約期間内でも乙は退職願いの申し出により退職できる。
2. 契約期間内でも、業務の縮小や合理化等で人員が冗長となった場合や、天災などやむを得ない事情で事業の継続が不可能になった場合には、甲はこの契約を解除することができる。
3. 勤務態度や成績が著しく低く、向上する見込みがないと判断した場合には解雇できる。
4. 素行不良や言動の穏当性を欠くと判断した場合には解雇することがある。
5. 入社時の経歴の申告に虚偽や詐称があったと認められた場合には解雇することがある。
6. 業務上や職務上の機密事項を漏らしたり、甲の信用・名誉を損なった場合には解雇できる。
7. 故意又は重大な過失により甲に損害を与えた場合には、甲は乙に損害賠償を請求できる。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方で各1通を保有する。

契約明細の契約日

甲) 住 所	自社情報の住所	
社 名	自社情報の社名	
代表者	自社情報の代表者肩書	自社情報の代表者名
乙) 住 所	個人情報の住所1	
建 物	個人情報の住所2	
氏 名	個人情報の氏名	